

金沢市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年2月24日

金沢市監査委員 加藤 弘行
金沢市監査委員 中村 哲郎
金沢市監査委員 高村 佳伸
金沢市監査委員 森 一敏

1 財産の管理等状況監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和8年2月2日
(2) 措置を講じた局等 文化スポーツ局文化政策課
(3) 監査結果の公表年月日 令和7年8月21日(令和7年監査公表第13号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）								
<p>1 公有財産の管理について [指摘事項（改善を必要とする事項）]</p> <p>(1) 建築基準法に基づく定期点検について、次の施設において点検時の不備が2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。</p> <table border="1"><thead><tr><th>課名</th><th>監査対象箇所</th></tr></thead><tbody><tr><td>文化政策課</td><td>金沢21世紀美術館</td></tr></tbody></table> <p>(2) 消防法に基づく消防用設備等の定期点検について、次の施設において点検時の不備が2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。</p> <table border="1"><thead><tr><th>課名</th><th>監査対象箇所</th></tr></thead><tbody><tr><td>文化政策課</td><td>金沢21世紀美術館</td></tr></tbody></table>	課名	監査対象箇所	文化政策課	金沢21世紀美術館	課名	監査対象箇所	文化政策課	金沢21世紀美術館	<p>指摘のあった建築基準法に基づく定期点検時の不備については、必要な改修を行い、改善を確認した。 今後も適切な公有財産の管理に努めていく。</p> <p>指摘のあった消防用設備等の定期点検時の不備については、必要な改修を行い、改善を確認した。 今後も適切な公有財産の管理に努めていく。</p>
課名	監査対象箇所								
文化政策課	金沢21世紀美術館								
課名	監査対象箇所								
文化政策課	金沢21世紀美術館								